# 平成21年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果

平成22年12月

環境省

## 目 次

1	はじめに	•••••	1
2	調査地点数及び検体数	•••••	1
3	測定対象物質及び測定結果の表示方法	•••••	2
4	測定方法	•••••	2
5	調査結果	•••••	3
6	まとめ	•••••	5
表 1	平成21年度ダイオキシン類に係る環境調査結果(総括表)	•••••	6
表 2	ダイオキシン類年度別調査地点数及び濃度	• • • • • • • • • •	7
表 3	継続調査地点におけるダイオキシン類の濃度(平均値)の推移	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	8
図 1	平成21年度ダイオキシン類環境調査結果(大気)の濃度分布	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	9
図 2	継続調査地点における PCDD・PCDF の大気環境中の濃度平均値の経年変化	•••••	10
図 3	継続調査地点におけるダイオキシン類(公共用水域;水質)の濃度分布	•••••	11
図 4	継続調査地点における公共用水域の水質濃度平均値の経年変化	•••••	12
図 5	継続調査地点におけるダイオキシン類(公共用水域;底質)の濃度分布	•••••	13
図 6	継続調査地点における公共用水域の底質濃度平均値の経年変化	•••••	14
図 7	平成21年度ダイオキシン類環境調査結果(地下水質)の濃度分布	•••••	15
図 8	平成21年度ダイオキシン類環境調査結果(土壌)の濃度分布	•••••	16
別表	1 平成21年度ダイオキシン類環境調査結果(大気)県別調査地点数	•••••	17
別表	2 平成21年度ダイオキシン類環境調査結果(公共用水域水質・底質、地下水)県別調査地	点数 ・・・・・	18
別表	3 平成21年度ダイオキシン類環境調査結果(土壌)県別調査地点数	• • • • • • • • •	19
参考	1 ダイオキシン類に係る土壌の常時監視における調査の分類	•••••	20
参考	2 毒性等価係数について	•••••	21
別添	平成21年度ダイオキシン類環境調査結果地点別調査結果一覧	•••••	22
	添 1 大気	•••••	23
別	添 2 公共用水域水質・底質	•••••	35
別	添 3 地下水質	•••••	63
別	添 4   土壌	• • • • • • • • •	69

### 1 はじめに

全国規模での環境中のダイオキシン類調査については、平成9年4月に施行された改正大気汚染防止法に基づき、平成9年度から地方公共団体により大気環境モニタリングが実施されているほか、旧環境庁においても、平成10年度に「ダイオキシン類全国緊急一斉調査」で大気、公共用水域水質・底質、地下水質及び土壌について、平成11年度に「平成11年度公共用水域等のダイオキシン類調査」で公共用水域水質・底質及び地下水質について調査してきているところである。

その後、平成 12 年 1 月にダイオキシン類対策特別措置法(以下「法」という。)が施行され、都道府県知事及び法の政令市(以下「政令市」という。)の長は、大気、水質(水底の底質を含む。)及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視し、その結果を環境大臣に報告することとされた。

これにより、法に基づく常時監視として、平成 12 年度から全国的に、大気、公共用 水域水質・底質、地下水質及び土壌のダイオキシン類に係る調査が実施されている。

本資料は、平成 21 年度に実施されたダイオキシン類常時監視の結果として、都道府 県知事等から環境大臣に報告されたダイオキシン類環境調査結果等を取りまとめたもの である。

### 2 調査地点数及び検体数

平成21年度の各環境媒体における調査地点数及び検体数を表1に示した。

### (1)大気

平成 21 年度の大気調査は、全国 755 地点、2,541 検体について行われた。

これらの調査地点は、平成9年度から大気汚染防止法に基づきダイオキシン類のモニタリングが実施されてきた地点を考慮して、都道府県及び政令市により選定され、調査が実施されたもののほか、環境省自らが定点調査している地点及び大気汚染防止法政令市が独自に調査している地点を含んでいる。また、755 地点のうち 712 地点が、年間平均値を環境基準により評価することとしている地点である。

### (2)公共用水域水質

平成 21 年度の公共用水域の水質調査は、全国 1,617 地点(河川 1,244 地点、湖沼 86 地点、海域 287 地点)、2,132 検体について行われた。

これらの調査地点は、水域を代表する地点を原則としつつ、ダイオキシン類の発生 源及び排出水の汚濁状況、利水状況等を考慮して、都道府県及び政令市により効果的 な監視のできる地点として選定され、都道府県、政令市のほか、一級河川のうち国の 直轄管理区間については国土交通省地方整備局によって調査が行われた。

### (3)公共用水域底質

平成 21 年度の公共用水域の底質調査は、全国 1,316 地点(河川 1,011 地点、湖沼 75 地点、海域 230 地点)、1,383 検体について行われた。

これらの調査地点は、公共用水域の水質調査地点と同一地点を原則としつつ、都道 府県及び政令市により水域を代表する地点として選定され、都道府県、政令市のほか、 一級河川のうち国の直轄管理区間については国土交通省地方整備局によって調査が行 われた。

### (4)地下水質

平成 21 年度の地下水質調査は、概況調査が全国 608 地点、609 検体について行われた。これらの調査地点は、都道府県及び政令市により地域の全体的な状況が把握できる地点が選定され、調査が行われた。

なお、このほかに汚染井戸周辺地区調査(1地点、1検体)、継続監視調査(6地点、6検体)が実施された。

### (5)土壌

平成 21 年度の土壌調査は、一般環境把握調査が 717 地点、717 検体(うち8地点8 検体は簡易測定法による)について、発生源周辺状況把握調査が 259 地点、259 検体について行われた。これらの調査地点は、ダイオキシン類の発生源の周辺を含め、一般環境における土壌中のダイオキシン類濃度の概況を把握するため、都道府県及び政令市の区域内において調査が実施されるよう年次計画を立てて調査地点を選定し、調査が行われた。

なお、このほかに対象地状況把握調査(1区域4地点、4検体)、範囲確定調査(1区域9地点、9検体)、継続モニタリング調査(2区域6地点、6検体)が実施された。

### 3 測定対象物質及び測定結果の表示方法

ダイオキシン類(PCDD、PCDF及びコプラナーPCBのうち参考に示す異性体)を測定対象とし、測定結果は毒性等量(TEQ)で示した。これは、各異性体の実測濃度に毒性等価係数(TEF)を乗じそれらを合計したものである。

なお、平成21年度の調査は、毒性等価係数としてWHO-TEF(2006)を用いた。

### 4 測定方法

### (1)大気

「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」

(平成20年3月 環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室、大気環境課) 平成14年度調査からこれまでの24時間サンプリングによる測定方法に、1週間連続サンプリング方法が追加されており、多くの自治体においては、1週間連続サンプリング方法による調査が行われている。

### (2)公共用水域水質及び地下水質

JIS K 0312

(工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法)

### (3)公共用水域底質

「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」

(平成21年3月 環境省水・大気環境局水環境課)

### (4)土壌

「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」

(平成21年3月 環境省水・大気環境局土壌環境課)

「土壌のダイオキシン類簡易測定法マニュアル」

(平成21年3月 環境省水・大気環境局土壌環境課)

平成 21 年度調査から一定の基準を満たした簡易測定法(「土壌のダイオキシン類簡易測定法マニュアル」で定めた方法。以下、「土壌の簡易測定方法」という。)が、土壌中のダイオキシン類の測定方法として追加された。

### 5 調査結果

平成 21 年度の各環境媒体における調査結果を表 1 に示した。また、平成 9 年度から 平成 21 年度までの調査地点数及び濃度を表 2 に示した。

なお、毒性等量の算出にあたっては、大気の平成 10 年度以前の調査分については I-TEF (1988)を、大気の平成 11 年度から平成 19 年度の調査分及びそれ以外の媒体の平成 19 年度以前の調査分については、WHO-TEF (1998)を用いている。

### (1)大気

大気については、都市計画法の規定による工業専用地域等通常住民が生活しているとは考えられない地域ではなく、かつ、夏期及び冬期を含む年2回以上の調査が実施された地点についてのみ、年間平均値を環境基準により評価することとしている。これらの調査地点は全国712地点あり、ダイオキシン類濃度の平均値は0.032pg-TEQ/m³、濃度範囲は0.0049~0.37pg-TEQ/m³であった。

大気環境基準(基準値;年間平均値 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下)と比較すると、712地点 (一般環境536地点、発生源周辺147地点、沿道29地点)の全てで環境基準を達成して いた。これにより平成18年度以降、全ての測定地点で環境基準を達成していることに なる。

なお、755地点中43地点は、年間平均値を環境基準により評価することとしている 地点ではないが、ダイオキシン類の大気中の濃度を把握する上で貴重な情報となる。 このため、これらの地点も含めた全調査地点の濃度分布を図1に示した。

大気汚染防止法に基づき大気環境モニタリングが開始されて以降のダイオキシン類の大気調査の推移を表 2 に示した。全国のダイオキシン類濃度の平均値の経年変化をみると、平成 9 年度0.55pg-TEQ/m³、平成10年度0.23pg-TEQ/m³、平成11年度0.18pg-TEQ/m³、平成12年度0.15pg-TEQ/m³、平成13年度0.13pg-TEQ/m³、平成14年度0.093pg-TEQ/m³、平成15年度0.068pg-TEQ/m³、平成16年度0.059pg-TEQ/m³、平成17年度0.052pg-TEQ/m³、平成18年度0.050pg-TEQ/m³、平成19年度0.041pg-TEQ/m³、平成20年度0.036pg-TEQ/m³、平成21年度0.032pg-TEQ/m³となっている。平成10年度以前はダイオキシン類のうちPCDD及びPCDFのみの調査であり、かつ毒性等量の算出方法が異なり、同一地点の経年変化ではないものの、ダイオキシン類濃度は全般的に低下傾向が見られる。

PCDD及びPCDFについて、平成9年度から平成21年度にかけて環境省及び地方公共団体が継続して調査を実施している地点における濃度の推移を表3及び図2に示した。

継続調査地点は全国34地点あり、これらの地点における平成21年度の P C D D 及び P C D F の平均値は0.035pg-TEQ/m³であった。平成9年度の0.61pg-TEQ/m³に比べ大幅に低下しており、年々低下する傾向にある(表3)。

### (2)公共用水域水質

公共用水域の水質については、1,617 地点で調査が行われ、これらの地点のダイオキシン類濃度の平均値は 0.19pg-TEQ/L、濃度範囲は 0.011~3.1pg-TEQ/L であり、19地点(地点超過率:1.2%(河川 17 地点、湖沼 2 地点))で水質環境基準(基準値;年間平均値 1 pg-TEQ/L 以下)を超過していた。

継続調査地点(全国 833 地点)におけるダイオキシン類濃度の平均値は、平成 21 年度は 0.21pg-TEQ/L であり、経年変化は河川と海域で僅かながら低下する傾向がみられる(表3)。継続地点の濃度分布を図3、平均値の経年変化を図4に示した。

### (3)公共用水域底質

公共用水域の底質については、1,316 地点で調査が行われ、これらの地点のダイオキシン類濃度の平均値は 7.1pg-TEQ/g、濃度範囲は  $0.059 \sim 390pg$ -TEQ/g であり、6 地点(地点超過率:0.5%(河川 6 地点))で底質環境基準(基準値;150pg-TEQ/g 以下)を超過していた。

また、継続調査地点(全国 525 地点)におけるダイオキシン類濃度の平均値は、平成 21 年度は 10pg-TEQ/g であり前年と概ね同程度であった(表3)。継続地点の濃度分布を図5、平均値の経年変化を図6に示した。

### (4)地下水質

地下水質については、概況調査が全国 608 地点で行われ、ダイオキシン類濃度の平均値は 0.055pg-TEQ/L、濃度範囲は 0.011~0.88pg-TEQ/L であり、水質環境基準(基準値;年間平均値 1pg-TEQ/L 以下)を超過した地点はなかった。濃度分布を図7に示した。

また、汚染の監視等を目的とする汚染井戸周辺地区調査が1地点、継続監視調査調査が6地点で実施され、濃度範囲は0.054~0.22pg-TEQ/Lであり、環境基準を超過した地点はなかった。

### (5)土壌

土壌については、平成 21 年度の土壌調査は、一般環境把握調査(717 地点)では、平均値は 2.1pg-TEQ/g、濃度範囲は  $0 \sim 85pg$ -TEQ/g、発生源周辺状況把握調査(259 地点)では、平均値は 3.5pg-TEQ/g、濃度範囲は  $0 \sim 50pg$ -TEQ/g であり、いずれの調査でも環境基準(基準値; 1,000pg-TEQ/g 以下)を超過した地点はなかった。

一般環境中の概況を示すこれらの調査結果をあわせた 976 地点では、ダイオキシン類濃度の平均値は 2.5pg-TEQ/g、濃度範囲は  $0 \sim 85pg$ -TEQ/g となる。濃度分布を図 8 に示した。

### 6 まとめ

### (1)調査結果の評価

大気では、全ての地点で環境基準を達成していたが、公共用水域水質・底質では、 それぞれの環境基準を超過した地点がみられた。地下水質及び土壌については、環境 の一般的状況を調査(地下水質:概況調査、土壌:一般環境把握調査及び発生源周辺状 況把握調査)した結果では、環境基準を超過した地点はなかった。

### (2)今後の取組

現在、法等に基づきダイオキシン類の排出規制等が実施されており、今後とも法の適切な運用により、ダイオキシン類の環境中への排出の一層の低減に努めることとしているが、常時監視についても、その適正かつ効果的な運用を図り、環境中のダイオキシン類濃度の実態及びその推移を的確に把握することを通じて、対策の効果の確認、未知の発生源の把握等に資する必要がある。

環境基準を超過した地点等については、各地方公共団体において、現在、所要の調査、対策が検討され、取組が行われているところであるが、平成 21 年度以降の常時監視においても、これらの地点を考慮して、環境調査が実施されることとなる。

### (参考)各環境媒体における環境基準値

_ ,	
環 境 媒 体	基準値
大 気	0.6pg-TEQ/m³以下
公共用水域水質	1pg-TEQ/L 以下
公共用水域底質	150pg-TEQ/g 以下
地下水質	1pg-TEQ/L 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

- (注1)基準値は、2,3,7,8 四塩化ジベンゾ パラ ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- (注2)大気、公共用水域水質及び地下水質の基準値は、年間平均値とする。
- (注3)土壌の簡易測定方法により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を 上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を土壌の測定方法により測 定した値とみなす。
- (注4)土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

### 表1 平成21年度ダイオキシン類に係る環境調査結果(総括表)

単位: 大気 pg-TEQ/m<sup>3</sup> 不 水質 pg-TEQ/L 底質 pg-TEQ/g 土壌 pg-TEQ/g

						_		±-40 Pg 1-	
環境媒体		調査の種類	地点数	検体数	環境基準 超過		調査結果		環境
· 农·元/沐 仲	又	は地域分類 (水域群)	بن شرکر ان	1天 (平文)	地点数	平均值	最小値	最大値	基準値
	全体		712	2,498	0	0.032	0.0049	0.37	
			( 755)	( 2,541 )	( - )	( 0.032 )	( 0.0049 )	( 0.37 )	
大気		一般環境	536	1,909	0	0.031	0.0051	0.20	
			( 558 )	( 1,931 )	( - )	( 0.030 )	( 0.0051 )	( 0.20 )	0.6
		発生源周辺	147	485	0	0.035	0.0049	0.37	0.0
			( 168 )	( 506 )	( - )	( 0.036 )	( 0.0049 )	( 0.37 )	
		沿道	29	104	0	0.031	0.0092	0.061	
			( 29 )	( 104 )	( - )	( 0.031 )	( 0.0092 )	( 0.061 )	
公共用	全体		1,617	2,132	19	0.19	0.011	3.1	
水域		河川	1,244	1,717	17	0.21	0.011	2.8	1
水質		湖沼	86	98	2	0.21	0.016	3.1	'
		海域	287	317	0	0.077	0.014	0.62	
公共用	全体		1,316	1,383	6	7.1	0.059	390	
水域		河川	1,011	1,073	6	6.3	0.059	390	150
底質		湖沼	75	75	0	10	0.18	40	100
		海域	230	235	0	10	0.11	85	
地下水質	ĺ		608	609	0	0.055	0.011	0.88	1
土壌	合計		976	976	0	2.5	0	85	
		一般環境把握調査	717	717	0	2.1	0	85	1,000
		発生源周辺状況把握調査	259	259	0	3.5	0	50	

注1: 平均値、最小値及び最大値は、各地点の年間平均値の平均値、最小値及び最大値である。

注2: 毒性等量の算出には、WHO-TEF(2006)を用いている。

注3: 大気については、環境省の定点調査結果及び大気汚染防止法政令市が独自に実施した調査結果を含む。 なお、下段()内は全調査地点の数値である。

注4:公共用水域底質の環境基準超過地点数は、年1回以上環境基準値を超過した地点数である。

注5: 地下水質については、このほかに汚染井戸周辺地区調査(1地点、1検体)及び継続監視調査(6地点、6検体)が実施された。

注6: 土壌については、簡易測定法による8地点8検体のデータは、平均値、濃度範囲の算出の対象外である。 土壌については、このほかに対象地状況把握調査(1区域4地点、4検体)及び範囲確定調査(1区域9地点、9検体)ならびに継続モニタリング調査(2区域6地点、6検体)が実施された。

### 表 2 ダイオキシン類年度別調査地点数及び濃度

単位: 大気 pg-TEQ/m³ 水質 pg-TEQ/L 底質 pg-TEQ/g 土壌 pg-TEQ/g

環境		調査の種類 または 地域分類 (水域群)		平成 9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	環境 基準値
			平均値	0.55	0.23	0.18	0.15	0.13	0.093	0.068	0.059	0.052	0.050	0.041	0.036	0.032	
大気	₹	全体	濃度範囲	0.010	0.0	0.0065	0.0073	0.0090	0.0066	0.0066	0.0083	0.0039	0.0053	0.0042	0.0032	0.0049	
				~ 1.4	~ 0.96	~ 1.1	~ 1.0	~ 1.7	~ 0.84	~ 0.72	~ 0.55	~ 0.61	~ 0.40	~ 0.58	~ 0.26	~ 0.37	
			(地点数)	( 68 )	(458)	(463)	(920)	(979)	(966)	(913)	(892)	(825)	(763)	(740)	(721)	(712)	
		一般環境	平均値	0.55	0.23	0.18	0.14	0.14	0.093	0.064	0.058	0.051	0.051	0.041	0.035	0.031	0.6
			(地点数)	(63)	(381)	(353)	(705)	(762)	(731)	(691)	(694)	(628)	(577)	(565)	(538)	(536)	0.0
		発生源	平均値	0.58	0.20	0.18	0.15	0.13	0.092	0.078	0.063	0.055	0.050	0.040	0.041	0.035	
		周辺	(地点数)	(2)	(61)	(96)	(189)	(190)	(206)	(188)	(161)	(165)	(158)	(148)	(156)	(147)	_
		沿道	平均値	0.47	0.19	0.23	0.17	0.16	0.091	0.076	0.055	0.054	0.050	0.044	0.036	0.031	
			(地点数)	(3)	(16)	(14)	(26)	(27)	(29)	(34)	(37)	(32)	(28)	(27)	(27)	(29)	
			平均値	-	0.50	0.24	0.31	0.25	0.24	0.24	0.22	0.21	0.21	0.21	0.20	0.19	
		全体	濃度範囲	_	0.065	0.054	0.012	0.0028	0.010	0.020	0.0069	0.0070	0.014	0.0097	0.013	0.011	
	1.1				~ 13	~ 14	~ 48	~ 27	~ 2.7	~ 11	~ 4.6	~ 5.6	~ 3.2	~ 3.0	~ 3.0	~ 3.1	l
公	水		(地点数)	-	(204)	(568)	(2,116)	(2,213)	( 2,207 )	(2,126)	(2,057)	(1,912)	( 1,870 )	(1,818)	(1,714)	(1,617)	4
共		河川	平均値	-	-	0.40	0.36	0.28	0.29	0.27	0.25	0.24	0.23	0.25	0.23	0.21	1
用	質		(地点数)	-	-	(186)	(1,612)	(1,674)	(1,663)	( 1,615 )	(1,591)	( 1,464 )	( 1,454 )	( 1,408 )	(1,330)	( 1,244 )	1
水		湖沼	平均値	-	-	0.25	0.22	0.21	0.18	0.20	0.17	0.18	0.18	0.16	0.16	0.21	l
域			(地点数)	-	-	(63)	(104)	(95)	(102)	(99)	(100)	(89)	(91)	(91)	(90)	(86)	
		海域	平均値	-	-	0.14	0.13	0.13	0.092	0.094	0.095	0.082	0.096	0.072	0.078	0.077	
			(地点数)	-	-	(319)	(400)	(444)	(442)	(412)	(366)	(359)	(325)	(319)	(294)	(287)	
		全体	平均値	-	8.3	5.4	9.6	8.5	9.8	7.4	7.5	6.4	6.7	7.4	7.2	7.1	
			濃度範囲	_	0.10	0.066	0.0011	0.012	0.0087	0.057	0.050	0.045	0.056	0.044	0.067	0.059	
					~ 260	~ 230	~ 1,400	~ 540	~ 640	~ 420	~ 1300	~ 510	~ 750	~ 290	~ 540	~ 390	l
	底		(地点数)	-	(205)	(542)	( 1,836 )	( 1,813 )	(1,784)	(1,825)	(1,740)	(1,623)	(1,548)	(1,505)	(1,398)	( 1,316 )	
		河川	平均値		-	5.0	9.2	7.3	8.5	6.3	7.1	5.6	5.8	6.6	6.5	6.3	150
	質		(地点数)	-	-	(171)	(1,367)	(1,360)	(1,338)	(1,377)	(1,336)	(1,241)	(1,191)	(1,152)	(1,071)	(1,011)	
		湖沼	平均値	-	-	9.8	11	18	13	11	9.4	8.4	9.2	10	9	10	
			(地点数)	-	-	(52)	(102)	(85)	(86)	(89)	(90)	(79)	(84)	(82)	(82)	(75)	1
		海域	平均値	-	-	4.9	11	11	14	11	9.0	9.2	9.7	10	9	10	
			(地点数)	-	-	(319)	(367)	(368)	(360)	(359)	(314)	(303)	(273)	(271)	(245)	(230)	
		_	平均値	-	0.17	0.096	0.092	0.074	0.066	0.059	0.063	0.047	0.056	0.055	0.048	0.055	
地下	下水質	Į	濃度範囲	_	0.046	0.062	0.00081	0.00020	0.011	0.00032	0.0079	0.0088	0.013	0.0076	0.010	0.011	1
					~ 5.5	~ 0.55	~ 0.89	~ 0.92	~ 2.0	~ 0.67	~ 3.2	~ 0.72	~ 2.2	~ 2.4	~ 0.38	~ 0.88	ł
			(地点数)	-	(188)	(296)	(1,479)	(1,473)	(1,310)	(1,200)	(1,101)	(922)	(878)	(759)	(634)	(608)	
-L 12	će l	<b>△</b> ±1	平均値	-	6.5	•	6.9	6.2	3.8	4.4	3.1	5.9	2.6	3.1	3.1	2.5	ł
土填	艮	合計	濃度範囲	-	0.0015 ~ 61	-	0 ~ 1,200	0 ~ 4,600	0 ~ 250	0 ~ 1,400	0 ~ 250	0 ~ 2,800	0 ~ 330	0 ~ 170	0 ~ 190	0 ~ 85	
			(地点数)		(286)	-	(3,031)	(3,735)	(3,300)	(3,059)	(2,618)	(1,782)	(1,505)	(1,285)	(1,073)	(976)	4 000
		一般環境	平均値	-	-	-	4.6	3.2	3.4	2.6	2.2	2.0	1.9	2.7	2.8	2.1	1,000
		130-30-70	(地点数)	-	-	-	(1,942)	( 2,313 )	( 2,282 )	(2,128)	(1,983)	(1,314)	(1,159)	(991)	(831)	(717)	1
		発生源	平均値	-	-	-	11	11	4.7	8.4	6.0	17	5.0	4.3	4.1	3.5	1
		周辺	(地点数)	-	-	-	( 1,089 )	(1,422)	(1,018)	(931)	(635)	(468)	( 346 )	(294)	(242)	( 259 )	1

- 大気について
  (注1)平成9年 ~ 11年度は大気汚染防止法に基づく地方公共団体が実施した大気環境モニタリング調査結果(旧環境庁の調査結果を含む)である。
  (注2)年間平均値を環境基準により評価することとしている地点に限る。
  (注3)毒性等量の算出には、平成10年度以前は、1-TEF(1988)、平成11年度から平成19年度はWHO-TEF(1998)、平成20年度以後はWHO-TEF(2006)を用いている。
  (注4)原則として、平成10年度以前は、各異性体の測定濃度が定量下限未満の場合は0として毒性等量を算出している。
  平成11年度以後は、各異性体の測定濃度が定量下限未満で検出下限以上の場合はそのままその値を用い、検出下限未満の場合は検出下限の1/2の値を用いて
  毒性等量を算出している。

- 公共用水域、地下水質について (注1) 毒性等量の算出には、平成19年度まではWHO-TEF(1998)、平成20年度以後はWHO-TEF(2006)を用いている。 (注2) 各異性体の測定濃度が定量下限未満で検出下限以上の場合はそのままその値を用い、検出下限未満の場合は検出下限の1/2の値を用いて毒性等量を算出して

(注1) 毒性等量の算出には、平成19年度まではWHO-TEF(1998)、平成20年度以後はWHO-TEF(2006)を用いている。

### 土壌について

- 土壌について (注1)毒性等量の算出には、平成19年度まではWHO-TEF(1998)、平成20年度以後はWHO-TEF(2006)を用いている。 (注2)各異性体の測定濃度が定量下限未満の場合は0として毒性等量を算出している。 (注3)平成21年の一般環境の調査地点数は総計717地点であるが、簡易測定法による8地点は、平均値、濃度範囲等が算定できないため、上記表には含めていない。 (注4)地方自治体が年次計画を定めて管内の地域を調査することとしているため、調査地点は毎年異なる。

### 継続調査地点におけるダイオキシン類の濃度(平均値)の推移 表3

単位: 大気 pg-TEQ/m<sup>3</sup> 水質 pg-TEQ/L 底質 pg-TEQ/g

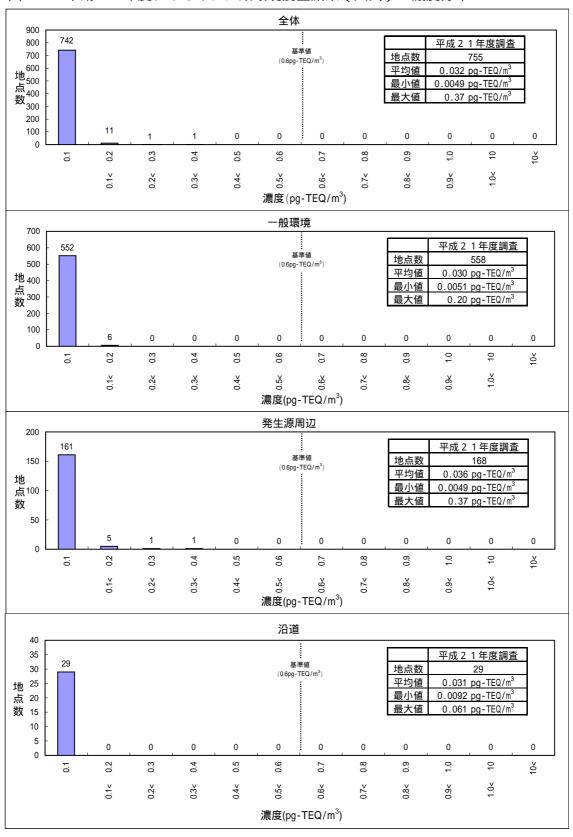
																12.02-4 13	120/9	
環境媒体		水域群	調査 地点数		平成 9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
大気			34	平均値	0.61	0.31	0.22	0.23	0.19	0.15	0.076	0.081	0.058	0.058	0.047	0.041	0.035	
(PCDD及びPCI	OF)			濃度 範囲	0.01 ~ 1.4	0.01 ~ 0.71	0.045 ~ 0.55	0.02 ~ 0.5	0.038 ~ 0.96	0.021 ~ 0.44	0.017 ~ 0.2	0.021 ~ 0.25	0.015 ~ 0.14	0.017 ~ 0.15	0.016 ~ 0.15	0.01 ~ 0.11	0.0082 ~ 0.083	
公共用水域	全体		833	平均値	-	-	-	0.46	0.34	0.31	0.28	0.26	0.25	0.25	0.25	0.23	0.21	
水質				濃度 範囲	-	-	-	0.017 ~ 48	0.017 ~ 27	0.018 ~ 2.7	0.020 ~ 7.0	0.011 ~ 2.5	0.007 ~ 4.1	0.016 ~ 3.2	0.0097 ~ 3.0	0.013 ~ 2.8	0.011 ~ 3.1	
		河川	658	平均值	-	1	-	0.53	0.37	0.35	0.32	0.29	0.28	0.29	0.29	0.26	0.24	
		湖沼	28	平均値	-		-	0.44	0.32	0.34	0.29	0.28	0.28	0.27	0.23	0.26	0.29	
		海域	147	平均値	-	-	-	0.16	0.17	0.11	0.11	0.09	0.08	0.09	0.08	0.07	0.07	
公共用水域	全体		525	平均値	-	-	-	16	16	16	13	12	11	10	11	11	10	
底質				濃度 範囲		-	-	0.0016 ~ 510	0.072 ~ 480	0.084 ~ 580	0.071 ~ 410	0.061 ~ 570	0.048 ~ 510	0.10 ~ 300	0.067 ~ 290	0.067 ~ 500	0.060 ~ 390	
			河川	413	平均值	-	,	-	16	15	14	12	11	10	9.1	9.5	10	9.5
		湖沼	22	平均值	-	,	,	11	12	12	12	10	10	11	11	10	11	
		海域	90	平均值	-	-	-	16	18	27	17	16	16	16	15	14	15	

### 大気について

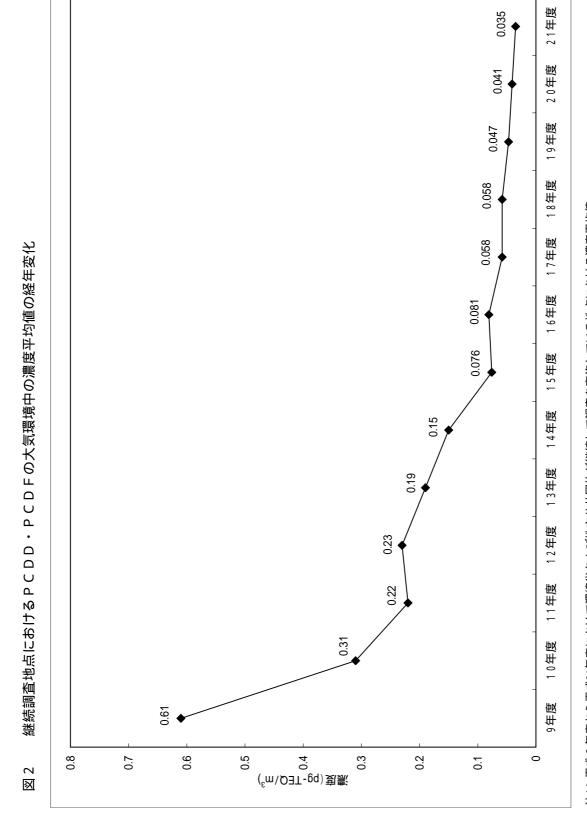
- 大気について (注1)PCDD及びPCDFの値であり、コプラナーPCBは含まない。 (注2)平成9年~11年度は大気汚染防止法に基づく地方公共団体が実施した大気環境モニタリング調査結果(旧環境庁の調査結果を含む。)である。 (注3)年間平均値を環境基準により評価することとしている地点に限る。 (注4)毒性等量の算出には、平成10年度以前は、I-TEF(1988)、平成11年度から平成19年度まではWHO-TEF(1998)、平成20年度以後はWHO-TEF(2006)を用いている。 (注5)原則として、平成10年度以前は、各異性体の測定濃度が定量下限未満の場合は0として毒性等量を算出している。平成11年度以後は、各異性体の測定濃度が 定量下限未満で検出下限以上の場合はそのままその値を用い、検出下限未満の場合は検出下限の1/2の値を用いて毒性等量を算出している。

- 公共用水域について (注1)法に基づく常時監視が開始された平成12年度からの継続調査地点に限る。 (注2)地方公共団体の継続調査地点のデータをとりまとめたものである。 (注3)毒性等量の算出には、平成19年度まではWHO-TEF(1998)、平成20年度以後はWHO-TEF(2006)を用いている。 (注4)各異性体の測定濃度が定量下限未満で検出下限以上の場合はそのままその値を用い、検出下限未満の場合は検出下限の1/2の値を用いて毒性等量を算出して いる。

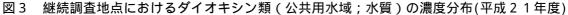
図1 平成21年度ダイオキシン類環境調査結果(大気)の濃度分布

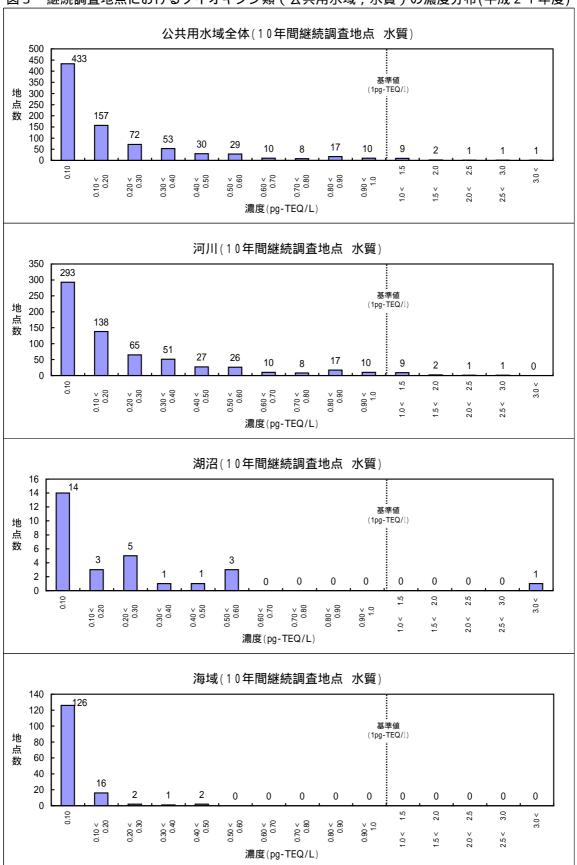


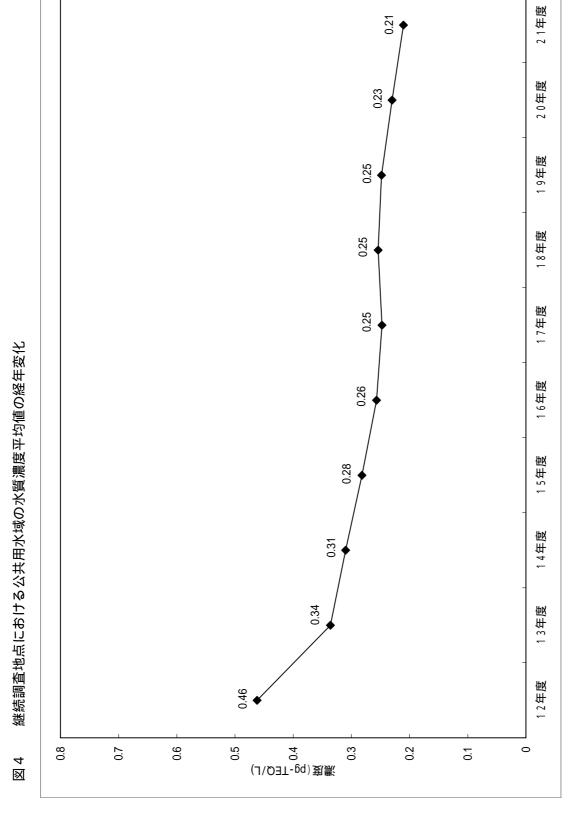
注)全調査地点の濃度分布。



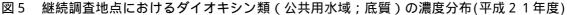
注1)平成9年度から平成21年度にかけて環境省および地方公共団体が継続して調査を実施している地点における濃度平均値 注2)毒性等量の算出には、平成10年度以前は、I-TEF(1988)、平成11年度から平成19年度はWHO-TEF(1998)、平成20年度以後はWHO-TEF(2006)を用いている。

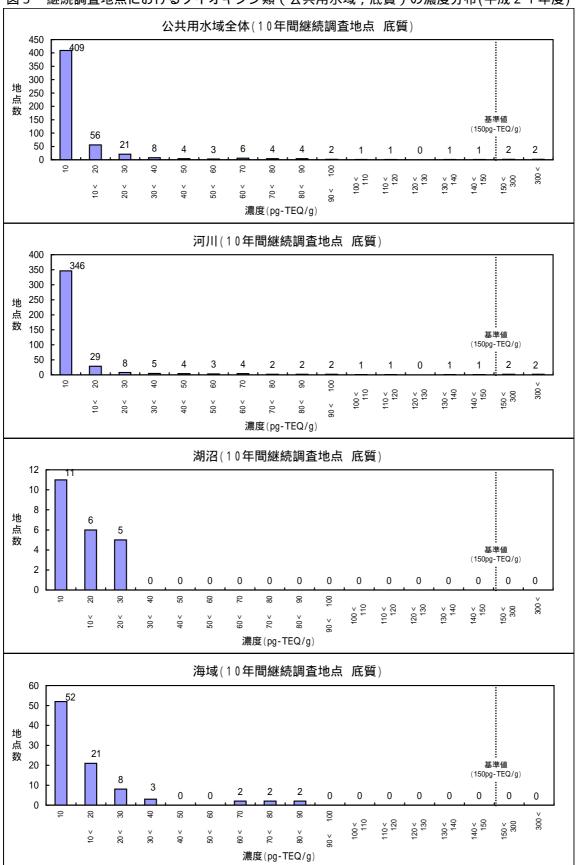


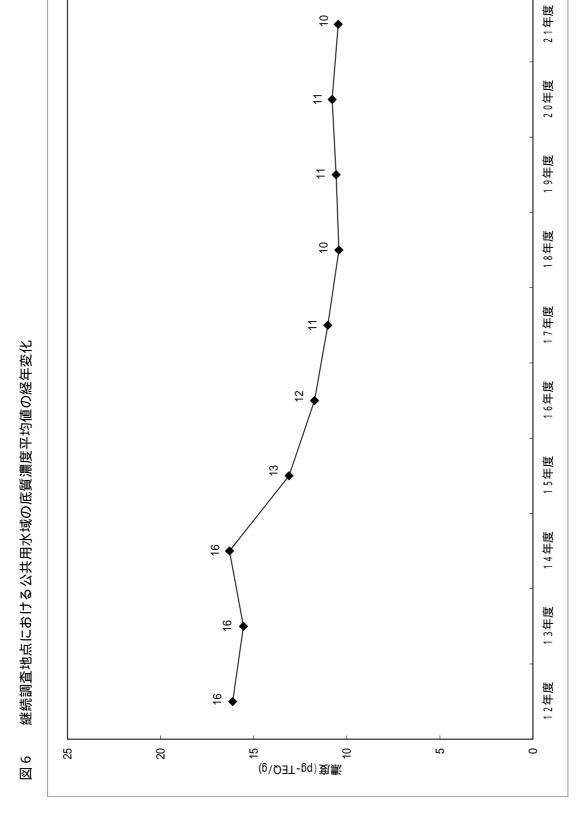




注1)平成12年度から平成21年度にかけて国土交通省および地方公共団体が継続して調査を実施している地点における濃度平均値 注2)毒性等量の算出には、平成19年度まではMHO-TEF(1998)、平成20年度以後はMHO-TEF(2006)を用いている。

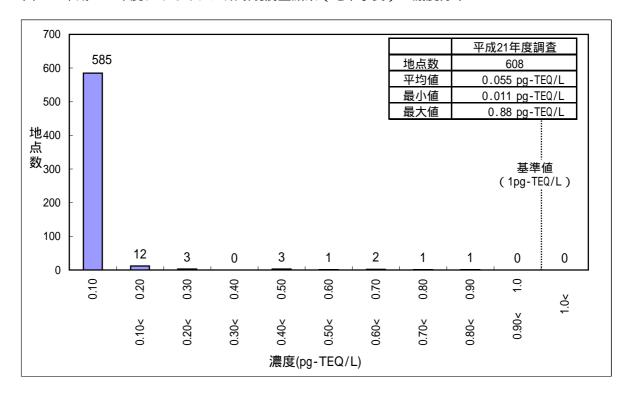




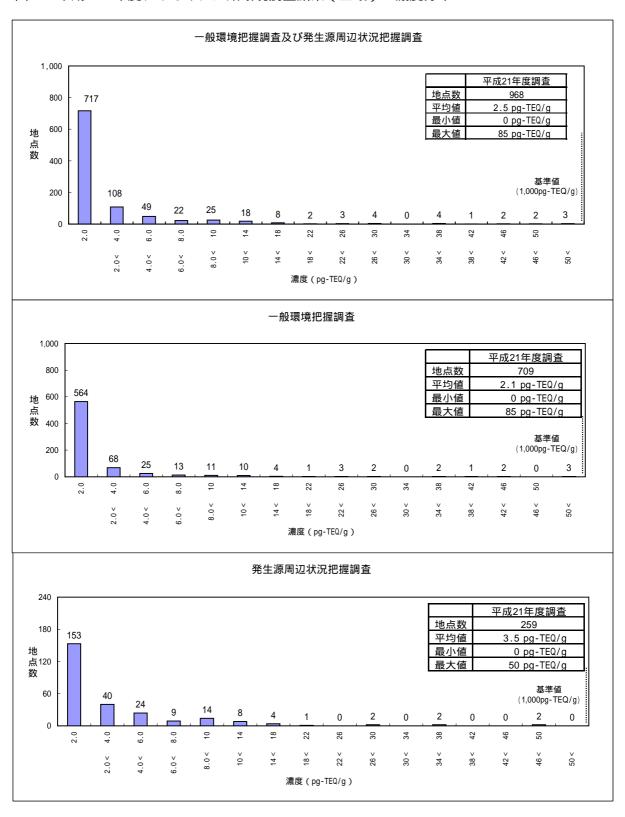


注1)平成12年度から平成21年度にかけて国土交通省および地方公共団体が継続して調査を実施している地点における濃度平均値 注2)毒性等量の算出には、平成19年度まではMHO-TEF(1998)、平成20年度以後はMHO-TEF(2006)を用いている。

### 図7 平成21年度ダイオキシン類環境調査結果(地下水質)の濃度分布



### 図8 平成21年度ダイオキシン類環境調査結果(土壌)の濃度分布



注) 平成21年度調査の全地点のうち、簡易測定方法の8地点は上記表に含まない。

平成21年度ダイオキシン類環境調査結果(大気)県別調査地点数

1	オキンプ無境	7011712 1171717171717171717171717171717171	(XV) / X(XXXII)31	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
都道府県名	一 般 環 境	発 生 源 周 辺	沿道	全 体
1 北海道	21	15	3	39
2 青森県	6	5	0	11
3 岩手県	4	4	2	10
4 宮城県	10	7	0	17
5 秋田県 6 山形県	6 5	1 2	0	7 7
	9	4	_	13
7福島県	12	0	0	12
8 茨城県	10	4	0	14
9 栃木県	19	2	0	21
10 群馬県	29	7		40
11 埼玉県	42		2	40
12 千葉県		0		
13 東京都	21	0	1	22
14 神奈川県	31	10	0	41
15 新潟県	6	2	1	9
16 富山県	10	4	0	14
17 石川県	9	3	0	12
18 福井県	4	5	0	9
19 山梨県	2	1	0	3
20 長野県	7	28	0	35
21 岐阜県	5	0	0	5
22 静岡県	23	1	1	25
23 愛知県	19	4	4	27
24 三重県	9	0	0	9
25 滋賀県	8	0	0	8
26 京都府	16	3	0	19
27 大阪府	44	0	4	48
28 兵庫県	21	6	0	27
29 奈良県	8	0	0	8
30 和歌山県	11	2	0	13
31 鳥取県	4	0	0	4
32 島根県	8	1	0	9
33 岡山県	6	8	0	14
34 広島県	24	2	0	26
35 山口県	9	0	0	9
36 徳島県	5 7	0	0	5
37 香川県		1	1	9
38 愛媛県	6	6	1	13
39 高知県	11	0	0	11
40 福岡県	17	9	1	27
41 佐賀県	4 0	0 2	0	11
42 長崎県	<u>8</u>	8	0	14
43 熊本県 44 大分県	7	2	0	9
	3	2	1	6
45 宮崎県	4	3	2	9
46 鹿児島県	2	4	0	6
47 沖縄県				
合計	558	168	29	755

(注1) 環境省の定点調査地点及び大気汚染防止法政令市が独自に調査した地点を含む全調査地点。

平成21年度ダイオキシン類環境調査結果(公共用水域水質・底質、地下水質)県別調査地点数

			公	共	F	<del></del>	水	域		
都	道府県名	河	Ш	湖	沼	海	域	全	体	地下水質
		水質	底質	水質	底質	水質	底質	水質	底質	
1	北海道	23	25	4	4	1	1	28	30	9
2	青森県	26	15	4	2	6	3	36	20	12
3	岩手県	30	30	2	2	4	4	36	36	8
4	宮城県	33	26	4	3	7	4	44	33	16
5	秋田県	17	12	4	2	6	3	27	17	9
6	山形県	12	12	3	3	2	2	17	17	0
7	福島県	32	32	0	0	4	4	36	36	12
8	茨城県	38	38	3	3	3	3	44	44	22
9	栃木県	38	23	1	1	0	0	39	24	36
10	群馬県	13	9	2	2	0	0	15	11	10
11	埼玉県	39	34	0	0	0	0	39	34	13
12	千葉県	73	31	11	3	14	8	98	42	23
13	東京都	46	44	0	0	8	8	54	52	12
14	神奈川県	54	47	0	0	13	13	67	60	33
15	新潟県	39	26	3	3	0	0	42	29	10
16	富山県	37	11	0	0	5	3	42	14	24
17	石川県	25	22	3	3	2	2	30	27	10
18	福井県	21	23	2	2	1	1	24	26	9
19	山梨県	9	9	1	1	0	0	10	10	16
20	長野県	8	8	2	2	0	0	10	10	7
21	岐阜県	17	15	1	1	0	0	18	16	8
22	静岡県	40	42	1	2	13	11	54	55	25
23	愛知県	44	40	1	1	12	12	57	53	19
24	三重県	26	18	0	0	4	4	30	22	4
25	滋賀県	10	10	1	1	0	0	11	11	10
26	京都府	41	25	0	0	11	0	52	25	20
27	大阪府	66	66	0	0	12	12	78	78	18
28	兵庫県	47	47	1	1	18	18	66	66	10
29	奈良県	13	13	0	0	0	0	13	13	10
30	和歌山県	28	21	0	0	33	24	61	45	15
31	鳥取県	9	9	7	7	5	5	21	21	8
32	島根県	12	14	7	7	0	0	19	21	7
33	岡山県	39	28	2	2	24	24	65	54	27
34	広島県	26	20	4	4	10	10	40	34	5
35	山口県	15	15	7	7	7	7	29	29	20
36	徳島県	8	8	0	0	4	4	12	12	12
37	香川県	26	9	0	0	10	0	36	9	4
38	愛媛県	10	9	0	0	4	4	14	13	1
39	高知県	14	15	0	0	2	2	16	17	2
40	福岡県	54	35	3	3	16	9	73	47	22
41	佐賀県	10	10	2	2	4	4	16	16	3
42	長崎県	17	10	0	0	10	10	27	20	10
43	熊本県	14	13	0	0	3	2	17	15	9
44	大分県	24	23	2	2	2	2	28	27	26
45	宮崎県	17	15	0	0	2	2	19	17	7
46	鹿児島県	14	14	1	1	5	5	20	20	8
47	沖縄県	5	5	0	0	1	1	6	6	7
	合 計	1,244	1,011	86	75	287	230	1,617	1,316	608
			1,011					·	·	

<sup>(</sup>注1) 2都府県にまたがる調査地点は、各都府県に各々カウントされているため、都道府県の地点数の合計は、 合計欄の数(実地点数)とは一致しない。

<sup>(</sup>注2) 地下水質については、このほかに汚染井戸周辺地区調査(1地点 0.076pg-TEQ/L)及び継続監視調査 (6地点  $0.054 \sim 0.22pg$ -TEQ/L)が実施された。

平成21年度ダイオキシン類環境調査結果(土壌)県別調査地点数

			地域概況調査						
都	道府県名	一般環境 把握調査	発生源周辺 状況把握 調査	対象地 状況把握 調査	調査指標 確認調査	範囲確定 調査	対策効果 確認調査	継続 モニタリング 調査	合計
1	北海道	19	6	0	0	0	0	1	26
2	青森県	9	4	0	0	0	0	0	13
3	岩手県	7	54	0	0	0	0	0	61
4	宮城県	15	0	0	0	0	0	0	15
5	秋田県	16	0	0	0	0	0	0	16
6	山形県	0	17	0	0	0	0	0	17
7	福島県	18	2	0	0	0	0	0	20
8	茨城県	22	0	0	0	0	0	0	22
9	栃木県	26	0	0	0	0	0	0	26
10	群馬県	13	0	0	0	0	0	0	13
11	埼玉県	50	5	0	0	0	0	0	55
12	千葉県	28	8	4	0	9	0	0	49
13	東京都	16	10	0	0	0	0	5	31
14	神奈川県	45	0	0	0	0	0	0	45
15	新潟県	13	0	0	0	0	0	0	13
16	富山県	12	4	0	0	0	0	0	16
17	石川県	10	9	0	0	0	0	0	19
18	福井県	0	10	0	0	0	0	0	10
19	山梨県	10	0	0	0	0	0	0	10
20	長野県	8	10	0	0	0	0	0	18
21	岐阜県	3	17	0	0	0	0	0	20
22	静岡県	23	0	0	0	0	0	0	23
23	愛知県	24	0	0	0	0	0	0	24
24	三重県	0	0	0	0	0	0	0	0
25	滋賀県	10	0	0	0	0	0	0	10
26	京都府	21	6	0	0	0	0	0	27
27	大阪府	26	0	0	0	0	0	0	26
28	兵庫県	28	4	0	0	0	0	0	32
29	奈良県	9	2	0	0	0	0	0	11
30	和歌山県	16	10	0	0	0	0	0	26
31	鳥取県	8	7	0	0	0	0	0	15
32	島根県	11	4	0	0	0	0	0	15
33	岡山県	37	0	0	0	0	0	0	37
34	広島県	18	1	0	0	0	0	0	19
35	山口県	32	0	0	0	0	0	0	32
36	徳島県	10	10	0	0	0	0	0	20
37	香川県	0	10	0	0	0	0	0	10
38	愛媛県	3	6	0	0	0	0	0	9
39	高知県	2	0	0	0	0	0	0	2
40	福岡県	39	6	0	0	0	0	0	45
41	佐賀県	8	0	0	0	0	0	0	8
42	長崎県	11	20	0	0	0	0	0	31
43	熊本県	4	4	0	0	0	0	0	8
44	大分県	15	0	0	0	0	0	0	15
45	宮崎県	7	2	0	0	0	0	0	9
46	鹿児島県	8	2	0	0	0	0	0	10
47	沖縄県	7	9	0	0	0	0	0	16
<del></del>	合計	717	259	4	0	9	0	6	995
	口口	111	203	4	U	Э	U	U	333

### ダイオキシン類に係る土壌の常時監視における調査の分類

土壌の常時監視は、「ダイオキシン類に係る土壌の常時監視について」(平成 12 年 1 月 14 日環水土第 11 号環境庁水質保全局長通知)に基づき、土壌中のダイオキシン類の調査を、目的に応じて次のように分類している。

### 1.地域概況調査

### (1)一般環境把握調査

一般環境における土壌中のダイオキシン類濃度の状況を把握するため、特定の発生源の影響をあらかじめ想定せずに実施する調査。

### (2) 発生源周辺状況把握調査

ダイオキシン類を発生し排出する施設が、一般環境の土壌に及ぼす影響を把握するため、 発生源の周辺において実施する調査。

### (3)対象地状況把握調査

既存資料等の調査によりダイオキシン類による汚染のおそれが示唆される対象地における 土壌中のダイオキシン類濃度の状況を把握するため、実施する調査。

### 2.調查指標確認調查

地域概況調査の結果、調査指標値(250pg-TEQ/g)以上の地点が判明した場合、その周辺における土壌中のダイオキシン類濃度を把握するため実施する調査。

### 3. 範囲確定調査

土壌の環境基準値を超える地点が判明した場合、環境基準を超える土壌の範囲及び深度を確 定するため実施する調査。

### 4. 対策効果確認調査

汚染の除去等の対策を実施した場合、その効果を確認するため実施する調査。

### 5.継続モニタリング調査

調査指標値以上の地点について、土壌中のダイオキシン類濃度の推移を把握するため、3~5年の期間をおいた後に実施する調査。

備考)土壌の簡易測定方法は、5.継続モニタリング調査に適用しない。

### 毒性等価係数について

ダイオキシン類の濃度については、測定により得られるダイオキシン類の各異性体の濃度値に 毒性等価係数(TEF; Toxic Equivalent Factor、最も毒性が強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 とし たときの他の異性体の相対的な毒性)を乗じて合計して得られる毒性等量(TEQ; Toxic Equivalent Quantity)により表した。

### a) PCDD及びPCDFの毒性等価係数

-	異性体	WHO-TEF	WHO-TEF	I-TEF
	共性(4)	(2006)	(1998)	(1988)
	2,3,7,8-TCDD	1	1	1
	1,2,3,7,8-PCDD	1	1	0.5
	1,2,3,4,7,8-HCDD	0.1	0.1	0.1
PCDD	1,2,3,6,7,8-HCDD	0.1	0.1	0.1
	1,2,3,7,8,9-HCDD	0.1	0.1	0.1
	1,2,3,4,6,7,8-HCDD	0.01	0.01	0.01
	1,2,3,4,6,7,8,9-OCDD	0.0003	0.0001	0.001
	2,3,7,8-TCDF	0.1	0.1	0.1
	1,2,3,7,8-PCDF	0.03	0.05	0.05
	2,3,4,7,8-PCDF	0.3	0.5	0.5
	1,2,3,4,7,8-HCDF	0.1	0.1	0.1
PCDF	1,2,3,6,7,8-HCDF	0.1	0.1	0.1
FCDF	1,2,3,7,8,9-HCDF	0.1	0.1	0.1
	2,3,4,6,7,8-HCDF	0.1	0.1	0.1
	1,2,3,4,6,7,8-HCDF	0.01	0.01	0.01
	1,2,3,4,7,8,9-HCDF	0.01	0.01	0.01
	1,2,3,4,6,7,8,9-OCDF	0.0003	0.0001	0.001

### b) コプラナーPCBの毒性等価係数

	異性体	WHO-TEF	WHO-TEF
	201411	(2006)	(1998)
	3,4,4',5-TCB (#81)	0.0003	0.0001
ノンオルト体	3,3',4,4'-TCB (#77)	0.0001	0.0001
(Non-ortho)	3,3',4,4',5-PCB (#126)	0.1	0.1
,	3,3',4,4',5,5'-HCB (#169)	0.03	0.01
	2',3,4,4',5-PCB (#123)	0.00003	0.0001
	2,3',4,4',5-PCB (#118)	0.00003	0.0001
	2,3,3',4,4'-PCB (#105)	0.00003	0.0001
モノオルト体	2,3,4,4',5-PCB (#114)	0.00003	0.0005
(Mono-ortho)	2,3',4,4',5,5'-HCB (#167)	0.00003	0.00001
	2,3,3',4,4',5-HCB (#156)	0.00003	0.0005
	2,3,3',4,4',5'-HCB (#157)	0.00003	0.0005
	2,3,3',4,4',5,5'-HCB (#189)	0.00003	0.0001